

FAQ よくある質問

Q 令和 8 年度の申込で現在待機児童となっているが、令和 9 年度以降の利用を希望する場合は新たに申請は必要か。

申請は年度ごとに必要です。令和 8 年度に申込をしていても、令和 9 年 4 月以降の入園所を希望する場合は必ず申請が必要です。

Q 令和 9 年度 4 月の入園所ができなかった場合で、翌 5 月以降の入園所調整を希望する場合、再度申込が必要か。

申請は年度末（令和 10 年 3 月入所）まで有効です。そのため、再度の申請は不要です。ただし、就労先や就労時間等が変更となった場合は、再度、就労証明書をご提出いただく必要があります。

Q 希望する園所の変更・追加をしたい場合は、どうすればよいか。

入園所希望月の前月の 10 日（休日の場合は前開庁日）までにお申し出いただきましたら、翌月入園所の審査に反映させていただきます。
令和 9 年 4 月入所（1 次調整）につきましては、令和 8 年 11 月 30 日までにお申し出ください。

Q 他市からの転入予定だが、申込はできるか。

申請時点で泉大津市へ転入することが確定し、利用開始日（毎月 1 日）までに転入する（住民票を泉大津市に移す）場合はお申込いただけます。
お申込の際は、泉大津市に転入することがわかる書類（売買契約書や賃貸契約書等）の提出が必要です。
なお、利用開始日（毎月 1 日）までに泉大津市に転入できなかった場合は、入園所決定している場合でも内定取消になりますのでご注意ください。

Q 申込期間内に必要書類が用意できない場合、どうすればよいか。

基本的には、必要書類がすべて揃ってからお申込みください。すべての必要書類が揃わずにお申込みされた場合は、選考が不利になる、もしくは、選考できない場合があります。

ただし、令和 9 年 4 月入所の申請に限り、以下の期間を設けております。

- 書類不備による再提出：令和 8 年 11 月 13 日（金）まで
- 入園所希望施設の変更：令和 8 年 11 月 30 日（月）まで
- 加点・減点に関する書類：令和 8 年 12 月 11 日（金）まで

Q**入園所の決定は先着順なのか。**

先着順ではなく、「保育施設利用判定基準表①～②」の点数の高い方からご案内いたします（同点の場合は「同一指数優先順位表」をもとに審査いたします）。

令和9年4月入園所につきましては、申込期間10月21日～10月30日の間に申請してください。例年、初日は大変混み合いますので、長い待ち時間が発生する可能性があります。ご了承ください。

Q**就労証明書に押印欄がないが押印は不要なのか。**

就労証明書の押印は不要となりました。就労証明書の内容について、就労先の事業者へ電話等で確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、就労先事業者に無断で就労証明書の作成又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

Q**入園所決定後に辞退した場合、待機証明は発行されるか。**

内定辞退された場合は、待機証明は発行されません。

申込の際は、入園所可能な希望園をご記入ください。

Q**育児休業から復職する予定で保育施設の利用を希望しているが、いつまでに復職すればよいか。**

保育施設の利用を開始したその月中に復職してください。また、事業所に「復職証明書」の記入をご依頼いただき、園所またはこども育成課にご提出ください。

保育施設の利用を開始した月中の復職が確認できない場合、内定取消・退園いただくことになりますのでご注意ください。

Q**育児休業からの復職予定で申込したが、別の会社に転職することになったが問題ないか。**

申請された際にご提出いただいた就労証明書と同じ職場への復職が必要です。転職の場合は「産休または育児休業からの復職予定加点2点」が付与されず、点数が変わるため、内定取消・退園の可能性があります。

やむを得ず、別の会社に転職される場合は、すみやかに泉大津市役所こども育成課まで申し出てください。

Q**育児休業から復職する予定で保育施設の利用を希望しているが、加点はあるか。**

入園所希望月に産休または育児休業からの復帰を予定している場合、2点の加点が付きます。

ただし、産休または育児休業から復帰後に、保育園部のお申込みをされた場合は、加点は付きません。必ず復帰月前に保育園部のお申込みをしていただく必要がありますのでご注意ください。

万が一、入園所が決まらず、やむを得ず復帰された場合でも、2点の加点は継続します。

Q

申込書配布期間中に市役所窓口に取りに行くことができない場合、どうすればよいか。

ご家族以外の方でも申込書は受け取ることが可能です。また、当市ホームページにも掲載されますので、ダウンロードいただくか、お近くの認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所でも配布しております。
なお、個別にご自宅への郵送は行っておりませんのでご了承ください。

Q

申込期間中に市役所に行くことができない場合、どうすればよいか。

10月21日（水）午前9時から10月30日（金）午後5時まで利用できるオンライン申請をご利用ください。
なお、申込みの際には、マイナンバーカードとそれを読み取れる機器・スマートフォンが必要です。

Q

郵送で申請することはできるか。

できません。
遠方にお住まい等のご事情がある方で、マイナンバーをお持ちの方は、オンライン申請をご利用ください。
マイナンバーをお持ちでない方は、受付期間中にご家族の方に代理でご提出いただくか、現在のお住まいの市町村に当市へ郵送いただくようにご依頼いただき、ご提出ください。

Q

申請を取下げたい場合は、どうすればよいか。

「子どものための教育・保育給付認定申請書兼・認定こども園（保育園部）等入園所申込書 取下依頼書」をご記入いただき、泉大津市こども育成課までご提出ください。

Q

上の子が市内園（幼稚園部・保育園部）に在園中だが、下の子の希望園を複数記入した場合、点数はどうなるか。

兄弟姉妹が在園している園のみ4点の加点が付きます。兄弟姉妹が在園していない園については、兄弟姉妹が保育園部利用中として、1点の加点が付き入所調整をいたします。

Q

現在、認可外保育施設を利用しているが、加点はあるか。

月極契約で認可外保育施設等を利用し、市様式「認可外保育施設等利用証明書」を提出された場合、1点の加点が付きます。

その他、点数関係につきましては、「令和9年度 保育所・認定こども園（保育園部）等 入所・入園のご案内」のP20～P23「○保育施設利用判定基準表①②」「○同一指数優先順位表」をご覧ください。

Q

2 次調整はあるか。

1 次調整の結果発送後、辞退等により空きが出た園所のみ、2 次調整を行います。

2 次調整につきましては、1 次調整にて待機児童になられた方、1 次調整の内定を辞退された方、令和 8 年 1 月 2 日（月）から令和 9 年 1 月 2 9（金）までにお申込された方で入所調整を行います。

2 次調整の結果は、3 月中旬に内定者の方にのみ、お電話か郵送にてご通知いたします。

Q

1 次調整で内定が出たが、2 次調整で別の園で調整をかけたもらうことはできるか。いつまでに申し出ればよいか。

1 次調整での内定を辞退された場合にのみ、2 次調整にかけさせていただきます。1 次調整での内定を保持したまま、別の園で 2 次調整をかけることはできません（ただし、兄弟姉妹の園所をどちらかにそろえる場合を除く）。

なお、2 次調整にて待機児童になる場合もありますのでご了承ください。

1 次調整での内定を辞退し、2 次調整にかける場合は、令和 9 年 2 月 1 2 日（金）までに、辞退の連絡をこども育成課までお願いいたします。

Q

1 次調整で兄弟姉妹が別々の園所で内定が出たが、同じ園所にそろえるにはどうしたらよいか。

兄弟姉妹をどちらかの園所にそろえたい場合は、1 次調整での内定を辞退せずに 2 次調整をかけることができます。2 次調整にかけたい場合は、令和 9 年 2 月 1 2 日（金）までにこども育成課までご連絡ください。

2 次調整の結果、兄弟姉妹をどちらの園所にもそろえられなかった場合は、令和 9 年 4 月から 1 次調整で内定した施設にそれぞれ通っていただくことになります。

令和 9 年 5 月以降も引き続きどちらかの園所にそろえたい場合は、希望月の前月 1 0 日（1 0 日が閉庁日の場合は前開庁日）までに「保育所等転園所希望申込書」をご提出ください。

Q

第 1 希望以外の園所で内定が出たが、令和 9 年 5 月以降も第 1 希望の園に引き続き調整をかけてもらえるか。

令和 9 年 5 月以降に、別の園への転園をご希望される場合は、希望月の前月 1 0 日（1 0 日が閉庁日の場合は前開庁日）までに「保育所等転園所希望申込書」をご提出ください。

年度途中で転園所が内定した場合、辞退することはできませんのでご了承ください。

その他、ご質問などありましたら
泉大津市役所こども育成課までお声かけください